

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
る場合は、その翌日)

目次 告示

◇ 告示 字等の区域の新設等

土地改良法による換地処分(二件)

鳥取県告示第三百八十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第一項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による邑美地区第三工区及び第

四工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

叶字石橋

同上の区域(昭和五十四年七月十五日現在の地番による。)

叶字矢倉一の一の一部、一一、一二の二、一三、一三の二の一部、一八の一部、一九の一部及びこれらと一体をなす国有地、叶字坊主田二〇、二二、二二の二、二二の二、二二の三の一部、二二の四、二二の二の一部、二二の二の一部、二五の二の一部、二六の一部、二八の一部、二九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに叶字流レ三一の一部、三一の一部、三二の一部、三三の二から三三の三まで、三四の一部、三五の一部、三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

中大路字中通り

中大路字上京免一七から一九までの一部、二〇の二の一部、二〇の二の一部、二二の二の一部、二二の二の一部、二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、中大路字石橋二六の一部及びこれらと一体をなす国有地、馬場字下法蓮二四の二、二四の二、二五、二五の二、二六の二、二六の二、一四七、一四八、一四九の二、一四九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに馬場字通畔一五〇から一五六までの一部及び一五七の二の一部

中大路字京免

中大路字上京免二〇の二の一部、二〇の二の一部、二三の一部及びこれらと一体をなす国有地、中大路字下京免一四五の三の一部、一四六から一四八までの一部、一四八の二、一四八の二の一部、一四九の一部、一五〇の二の一部、一五〇の二の一部、一五〇の三までの一部及びこれらと一体をなす

<p>古郡家字井手ノ 下</p>	<p>古郡家字亀ヶ尻八の一部及びこれと一体をなす国有地、古郡家字中ノ町井手下タ一一の一部、一二の一部、一三の一部、一三の二の一部、一四の一部、一四の二、一五の二の一部、一五の二の一部、一六の一部、一七の一部、一七の二の一部、一八の一部、一八の二、一九の二の一部、一九の四、二〇の三の一部、二〇の四、二〇の五及びこれらと一体をなす国有地、美和字青木一〇の一部、二八の一部、二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに美和字古郡家青木三〇、三一から三三までの一部、三四の一部、三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>古郡家字池ノ町</p>	<p>す国有地、中大路字馬場崎一五二の一から一五二の四までの一部、一五三から一五六までの一部、一五七の一、一五七の二の一部、一五八の一部、一五八の四の一部、一五八の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに馬場字通畔一五〇から一五六までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>古郡家字広畑ケ二〇七の三、二〇八の三及び二〇八の四、古郡家字東池ノ町二五九の二の一部、二五九の二の一部、二五九の三、二六〇の一部、二六一の一部、二六二の一部、二六二の三の一部、二六三、二六四の一部、二六五の一部、二六六、二六七の二の一部、二六七の二の一部、二六七の三及びこれらと一体をなす国有地、古郡家字西池ノ町二七一の一部、二七二の一部、二七三の一部、二七三の二の一部、二七四の一部、二七五、二七六の一部、二七八の一部及びこれらと一体をなす国有地、古郡家字下石田二八五の一部、二八六の一部、二八七、二八八、二八九の一部、二八九の一及びこれらと一体をなす国有地、古郡家字上石田二九〇の三の一部、二九〇の四、二九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに美和字古郡</p>
<p>古郡家字石田</p>	<p>古郡家字西池ノ町二七一の一部、二七二の一部、二七三の一部、二七三の二の一部、二七四の一部、二七六の一部、二七七、二七八、二七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、古郡家字下石田二七九の一部、二八〇の一部、二八二の二の一部、二八二の二の一部、二八三の二、二八四、二八五の一部、二八六の一部及びこれらと一体をなす国有地、古郡家字上石田二九一の二の一部、二九二の二及びこれらと一体をなす国有地、美和字古郡家青木三七の一部及びこれと一体をなす国有地、美和字テ限五七の二の一部、五七の二の一部、五八の二の一部、五八の二の一部、五九の一部、六〇、六一の二の一部、六一の二の一部、六七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに美和字荒神前一五六の二の一部、一五六の二の一部、一六四の一部、一六五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>美和字テ限</p>	<p>家青木三四の三の一部、三四の四、三五の二の一部、三六の二の一部、三六の二の一部、三七の一部、三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>美和字テ限六一の二の一部、六一の二の一部、六二から六四まで、六五の二、六五の二、六六、六七の一部及びこれらと一体をなす国有地、美和字坪ノ内六八から七一までの一部、七三の一部及びこれらと一体をなす国有地、美和字前田一五〇の三の一部、一五四の二の一部、一五四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、美和字荒神前一五五、一五五の二の一部、一五六の二の一部、一五六の二の一部、一五七の二、一五八の二、一五九の二、一六三の二、一六四の二の一部、一六五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、古郡家字下石田二七九の一部、二八〇の一部、二八一、二八二の二の一部、二八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに橋本字三ツ井手一三四の四の一部、一三四の七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一</p>

<p>三四の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>西大路字榎詰 同上の区域（昭和五十四年七月十五日現在の地番による。） 西大路字榎詰のうち九の一、九の五、一〇の一、一〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>西大路字松ノ木 西大路字松ノ木の全域、西大路字榎詰九の一、九の五、一〇の一、一〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、西大路字立長二五の一の一部、二五の二、二八の一の一部及び二八の二、西大路字石橋二九の一の一部、二九の二の一部、二九の三、二九の五、三〇の一の一部、三〇の三、三二の一の一部、三二の二、三二の三の一部、三三の一の一部、三四の一の一部、三四の二の一部、三四の三から三八の五まで、三九の一の一部、三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、西大路字土居ノ下八八の一の一部、八九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに叶字坊主田二七の一の一部、二七の二、二九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>西大路字石橋 西大路字石橋のうち二九の一の一部、二九の二の一部、二九の三、二九の五、三〇の一の一部、三〇の三、三二の一の一部、三二の二、三二の三の一部、三三の一の一部、三四の一の一部、三四の二の一部、三四の三から三八の五まで、三九の一、三九の二、四〇及びこれらと一体をなす国有地並びに三七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、西大路字立長二五の一の一部、二六、二七の一の一部、二七の二の一部、二八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、西大路字流レ四一の一の一部、四二の一の一部、四二の二の一部、四三の一から四三の三までの一部、四四の一の一部、四五</p>
<p>のの一部、四六の一の一部、四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、西大路字土居ノ下八一の一及び八一の二と一体をなす国有地の一部、叶字坊主田二九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに叶字流レ三〇の一の一部、三〇の二、三一の一部、三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>西大路字流レ 西大路字流レのうち四二の一の一部、四二の二の一部、四二の三の一部、四三の一から四三の三までの一部、四四の一の一部、四五の一の一部、四六の一の一部、四六の二の一部、四九の一の一部、五〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、西大路字立長二七の一の一部、二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、西大路字覚屋免六八までの一部、六二の一の一部、六二の二の一部、六三から六八までの一部、六九の一の一部、六九の二の一部、七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、西大路字前田七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、西大路字土居ノ下七八の一から七八の三までの一部、八一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七八の四及び七八の五と一体をなす国有地の一部並びに叶字流レ三〇の一の一部、三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>西大路字覚屋免 西大路字覚屋免五二の一の一部、五二の二の一部、五三の一から五三の四まで、五四の一、五四の二、五五の一から五五の三まで、五六、五七の一、五七の二、五八から六〇まで、六一の一部、六三から六八までの一部、六九の一の一部、六九の二の一部、七〇の一の一部、七〇の二の一部、七一の一の一部、七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、西大路字前田七二の一の一部、七二の二の一部、七三、七四及びこれらと一体をなす国有地、中</p>		

<p>西大路字土居ノ下</p>	<p>大路字坂ノ前一九九の一の一部及び一九九の三の一部、中大路字繩手ノ下二〇〇の一部、二〇二から二一〇までの一部、二一六の一の一部、二一七の一部、二一八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに叶字流レ三八の一の一部、三九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>叶字矢倉</p>	<p>西大路字土居ノ下のうち七八の一から七八の三までの一部、八一の一部、八八の一の一部、八九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七八の四、七八の五及び八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、西大路字樋詰一〇の二と一体をなす国有地の一部並びに西大路字石橋三七の一の一部、三八の二の一部、三九の一の一部、三九の二の一部、四〇及びこれらと一体をなす国有地並びに三七の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>叶字流レ</p>	<p>叶字矢倉のうち一一の二の一部、一二、一二の二、一三、一三の一の一部、一八の一部、一九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに叶字坊主田二二の三の一部、二三の一の一部、二三の二の一部、二四の一、二四の二、二五の一、二五の二の一部、二五の三、二六の一の一部、二六の二から二六の四まで、二七の一の一部、二七の三、二七の四、二八の一部、二九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>叶字流レ</p>	<p>叶字流レのうち三〇の一、三〇の二、三一、三一の二の一部、三二の一部、三三の一から三三の三まで、三四の一部、三五の一部、三五の一の一部、三八の一の一部、三九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、西大路字流レ四九の一の一部、五〇及びこれらと一体をなす国有地、西大路字覚屋免五一の一、五一の二、五二の一の一部、五二の二の一部、五五の四、六一の一部、六二の一の一部、六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>数津字大隈</p>	<p>並びに五五の三と一体をなす国有地の一部並びに数津字大隈四の一及び五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>数津字八反田</p>	<p>数津字大隈のうち四の一及び五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>中大路字長砂</p>	<p>数津字八反田のうち一一の一、一一の二、一二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>中大路字落段</p>	<p>中大路字長砂のうち二の一の一部、三の一の一部、三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一の一及び一の一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、中大路字落段四の二の一部、四の三、五の二の一部、五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに中大路字石橋三三の七の一部、三四の一の一部、三五の二の一部、三七の一の一部、三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

中大路字石橋	<p>一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに馬場字三ツ頭九七の四及び一〇一と一体をなす国有地の一部</p> <p>中大路字石橋のうち二六の一部、二七の一部、三三の七の一部、三四の一部、三五の二の一部、三七の一部、三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八及び二九と一体をなす国有地の一部以外の区域、中大路字落段五の一から五の三までの一部、六の一部、七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八と一体をなす国有地の一部、中大路字上京免二三の一部、二四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに中大路字前田四九の一部、五一の一部、五二の二から五二の四までの一部、五三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
中大路字前田	<p>中大路字前田のうち四九の一部、五一の一部、五二の二から五二の四までの一部、五三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、中大路字上京免二三の一部、二四の一部及びこれらと一体をなす国有地、中大路字西前下タ一四〇の四、一四〇の六、一四一、一四二の一部、一四三の一部、一四四及びこれらと一体をなす国有地並びに中大路字下京免一四五の一部、一四五の二、一四五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
中大路字西前下タ	<p>中大路字西前下タのうち一三七の九、一四〇の四から一四〇の六まで、一四一、一四二の一部、一四三の一部、一四四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
中大路字馬場崎	<p>中大路字馬場崎のうち一五二の一から一五二の四まで、一五二次一、一五三から一五六まで、一五七の一、一五七の二、一五八の一の一部、一五八の四の一部、一五八の五の一部、一五九の一の一部、一五九の二の一部、一六〇の一部、一六一の一部、一六一の二の一部、一六二の一部、</p>
中大路字繩手ノ上	<p>一六三の一の一部、一六三の二の一部、一六四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、数津字八反田二の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに馬場字通畔一五六の一部及び一五七の一の一部</p> <p>中大路字繩手ノ上のうち一六七の二の一部、一六八の二の一部、一六九の二の一部、一七〇の二の一部、一七一の二の一部、一七二の二の一部、一七三の二の一部、一七四の二の一部、一七五の二の一部、一七五の二、一七六の二の一部、一七六の二、一七八の二の一部、一七八の二、一八〇の二の一部、一八〇の二、一八一の二の一部、一八一の二、一八三の二の一部、一八三の二、一八四の二の一部、一八四の二、一八五の二の一部、一八五の二、一八六の二の一部、一八六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一六五の二及び一六六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、中大路字下京免一四六から一四八までの一部、一四八の二の一部、一四九の一部、一五〇の一部、一五一の二から一五一の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、中大路字馬場崎一五二の一から一五二の四までの一部、一五二次一、一五三から一五六までの一部、一五七の二の一部、一五八の五の一部、一五九の二の一部、一五九の二の一部、一六〇の二の一部、一六一の二の一部、一六一の二の一部、一六二の二の一部、一六三の二の一部、一六三の二の一部、一六四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、中大路字坂ノ前一八七から一九二までの一部、一九三の二の一部、一九三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに数津字八反田一の一、一一の二、一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
中大路字坂ノ前	<p>中大路字坂ノ前のうち一八七から一九二までの一部、一九三の二の一部、一九三の二の一部、一九三の三、一九四の二の一部、一九五の二の一部、一九六の二の一部、一九</p>

馬場字下法蓮	馬場字三ツ頭	中大路字繩手ノ下	
馬場字下法蓮のうち一二四の一、一二四の二、一二五、	馬場字三ツ頭のうち九五の一、九五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに九七の二、九七の四、九七の六及び一〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域	中大路字繩手ノ下のうち二〇〇の一部、二〇二から二一〇までの一部、二一六の一部、二二七の一部、二二八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、中大路字繩手ノ上二六七の二の一部、一六八の二の一部、一六九の二の一部、一七〇の二の一部、一七一の二の一部、一七二の二の一部、一七三の二の一部、一七四の二の一部、一七五の二の一部、一七五の二、一七六の二の一部、一七六の二、一七八の二の一部、一七八の二、一八〇の二の一部、一八〇の二、一八一の二の一部、一八一の二、一八三の二の一部、一八三の二、一八四の二の一部、一八四の二、一八五の二の一部、一八五の二、一八六の二の一部、一八六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一六五の二及び一六六の二と一体をなす国有地の一部、中大路字坂ノ前一九三の一から一九三の三までの一部、一九四の二の一部、一九五の二の一部、一九六の二の一部、一九七の二の一部、一九八の二の一部、一九九の二の一部、一九九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに西大路字覺屋免五五の一、五五の二、五六、五八から六〇まで及び六三と一体をなす国有地の一部	七の一部、一九八の二の一部、一九九の一、一九九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、中大路字西前下タ一三七の九、一四〇の五及びこれらと一体をなす国有地並びに中大路字下京免一四五の二の一部、一四五の三の一部、一四六の一部及びこれらと一体をなす国有地
古郡家字長砂	古郡家字大日和	馬場字通畔	
古郡家字長砂の全域、古郡家字大日和田二二の二、二四の二の一部、二四の二、二六の二の一部、二七の二の一部、二七の二、二八から三一までの一部、三二の二の一部、三二の二、三三の二の一部、三三の二、三三の二から三五の三まで、三六の二の一部、三九の二の一部、四〇の二の一部、四三の二の一部、四四の二から四四の三までの一部、四七の二の一部、四七の三、四七の四の一部、五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、古郡家字湯ノ口八一の二の一部、八二の二の一部及び八三の五の一部並びに中大路字長砂二の二の一部、三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並び	古郡家字大日和田のうち二二の二、二四の二の一部、二四の二の一部、二六の二の一部、二七の二の一部、二七の二、二八から三一までの一部、三二の二の一部、三二の二、三三の二の一部、三三の二、三三の二から三五の三まで、三六の二の一部、三九の二の一部、四〇の二の一部、四三の二の一部、四四の二から四四の三までの一部、四七の二の一部、四七の三、四七の四の一部、五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに古郡家字湯ノ口八三の五の一部	馬場字通畔のうち一五〇から一五六まで、一五七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	一二五の二、一二六の二、一四六の二、一四七、一四八、一四九の二、一四九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

<p>に一の一及び一の二〇と一体をなす国有地の一部</p>	<p>古郡家字湯ノ口のうち八一の一の一部、八二の一の一部、八三の五の一部、九一の三、九二の三、九三の一、九四の三、九五の三、九六の一、九六の四、九六の八、九七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古郡家字大日和田二二と一体をなす国有地の一部、古郡家字畑ケ田一〇四の六及びこれと一体をなす国有地並びに一〇四の三及び一〇五の一と一体をなす国有地の一部、古郡家字上ノ町二四八の一の一部、二四八の四の一部、二四八の五、二四九の一の一部、二四九の二の一部、二四九の四の一部、二五〇の一の一部、二五〇の二の一部、二五一の一の一部、二五二の一の一部、二五二の二の一部、二五二の三、二五三の一の一部、二五五の一の一部、二五五の二、二五六の一の一部、二五六の二、二五七の一の一部、二五七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに古郡家字東池ノ町二六九の一の一部、二七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>古郡家字畑ケ田のうち九八、九九の一部、一〇〇の一部、一〇四の六、一一三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇四の三及び一〇五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに古郡家字湯ノ口九一の三、九二の三、九三の一、九四の三、九五の三の一部、九六の一の一部、九六の八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>古郡家字天下土居</p>	<p>古郡家字天下土居のうち一二五の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、古郡家字湯ノ口九五の三の一部、九六の一の一部、九六の四、九六の八の一部、九七の一及びこれらと一体をなす国有地、古郡家字畑ケ田九八、九九の一部、一〇〇の一部、一一三の一部及びこれらと一体をなす国有地、古郡家字東土居一二六の一部、古郡家字</p>
<p>広畑ケ二四七及びこれと一体をなす国有地並びに二四四の一及び二四六と一体をなす国有地の一部、古郡家字上ノ町二四八の三及びこれと一体をなす国有地並びに古郡家字東池ノ町二七〇の三から二七〇の五まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>古郡家字東土居のうち二二六及びこれと一体をなす国有地並びに二二八の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>古郡家字広畑ケのうち一九六の二、二〇七の三、二〇八の三、二〇八の四、二二七の一、二二八の一、二二九の一、二三〇の三、二四七及びこれらと一体をなす国有地並びに二四四の一及び二四六と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに古郡家字上石田二九〇の九から二九〇の一三まで、二九一の三及び二九一の四</p>	<p>古郡家字上中ノ町</p>	<p>古郡家字上中ノ町のうち二四八の一の一部、二四八の三、二四八の四の一部、二四八の五、二四九の一の一部、二四九の二の一部、二四九の四の一部、二五〇の一の一部、二五〇の二の一部、二五一の一の一部、二五二の一の一部、二五二の二の一部、二五二の三、二五三の一の一部、二五五の一の一部、二五五の二、二五六の一の一部、二五六の二、二五七の一の一部、二五七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古郡家字中ノ町井手下タ一九の三、二〇の一及びこれらと一体をなす国有地、古郡家字広畑ケ二二七の一、二二八の一、二二九の一、二三〇の三及びこれらと一体をなす国有地、古郡家字東池ノ町二五九の一の一部、二五九の二の一部、二六〇の一部、二六一の一部、二六二の一の一部、二六二の二、二六二の三の一部、二六四の一部、二六五の一部、二六七の一の一部、二六七の二の一部、二六八の一、二六八の二、二六九の一の一部、二六九の二、二六九の三、二七〇の一の一部、二七〇の二、二七〇の六及びこれらと一体をなす国有地、古郡家字下石</p>	

<p>古郡家字伊勢谷ノ一</p>	<p>田二八九の一部及びこれと一体をなす国有地、古郡家字上石田二九〇の二、二九〇の三の一部、二九〇の五から二九〇の八まで及びこれらと一体をなす国有地並びに美和字古郡家青木三四の三の一部、三五の二の一部、三五の二、三六の二の一部、三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>橋本字道之上</p>	<p>橋本字道之上のうち一一五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一一四と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに橋本字青木一一七の二の一部</p>
<p>橋本字青木</p>	<p>橋本字青木のうち一一七の二の一部、一一九の二の一部、一一九の二の一部、一二三の二の一部、一二三の二の一部、一二四の二の一部、一二五、一二六の一部、一二七の二の一部、一二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに橋本字道之上一一五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一一四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>橋本字三ツ井手</p>	<p>橋本字三ツ井手のうち二二八の二から二二八の七まで、二二九の二の一部、二二九の二の一部、二二九の二から二二九の三までの一部、二三四の四の一部、二三四の七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、橋本字原繩手一三七の一部、一三九の二の一部、一四〇の二の一部、一四一の二の一部、一四二の二の一部、一四五の一部、一四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、橋本字下葦江二二八の一部及びこれと一体をなす国有地、橋本字上葦江二二九の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>橋本字原繩手</p>	<p>をなす国有地、美和字坪ノ内六九から七一までの一部、七二、七三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに美和字狭間八〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>橋本字下葦江</p>	<p>橋本字原繩手のうち一三七の一部、一三九の二の一部、一四〇の二の一部、一四一の二の一部、一四二の二の一部、一四五の二の一部、一四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、橋本字三ツ井手一三〇の二の一部、一三一の一部及びこれらと一体をなす国有地、橋本字下葦江二二七の一部、二二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに橋本字上葦江二二九の一部、二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>橋本字上葦江</p>	<p>橋本字下葦江のうち二二七の一部、二二八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに橋本字上葦江二二二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>美和字青木</p>	<p>橋本字上葦江のうち二二九、二二〇、二二二の一部、二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>美和字青木のうち一〇の二の一部、二八の二の一部、二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、美和字五郎兵衛田三の二の一部、三の二、四の二の一部、四の二及びこれらと一体をなす国有地、美和字古郡家青木三二から三三までの一部、三四の二の一部、三四の二の一部、三四の五、三五の三、三五の四、三八の二から三八の六まで、三九の二、三九の二、四〇の二から四〇の三まで、四一の二、四一の二、四二及びこれらと一体をなす国有地、美和字三ツ井手四三、四三の二、四四、四五、四五の二から四五の四まで、四六、四七の二、四八の二から四八の三まで、四九の二、四九の二及びこれらと一体をなす国有地、古郡家字亀ヶ尻六の二の一部、六の二、六の三、六の四の一部、七の二から七の五まで、八の二の一部及びこれらと一体をなす</p>

美和字前田	美和字狭間	美和字三ツ井手	
<p>美和字前田のうち一五〇の三、一五一の三、一五一の五、一五二、一五三、一五四の一、一五四の二及びこれらと一</p>	<p>美和字狭間のうち八〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、美和字坪ノ内七三の一部及びこれと一体をなす国有地、美和字前田一五〇の三の一部、一五一の三、一五一の五、一五二、一五三、一五四の一の一部、一五四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、美和字荒神前一五五の一の一部並びに橋本字上藪江二一九の一部、二二〇、二二二の一の一部、二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>美和字三ツ井手のうち四三、四三の一、四四、四五、四五の一から四五の四まで、四六、四七の一、四八の一から四八の三まで、四九の一、四九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、美和字古郡家青木三七の一部及び三八の一の一部、美和字テ限五七の一の一部、五七の二の一部、五七の三、五八の一の一部、五八の二の一部、五九の一部、六七の一部及びこれらと一体をなす国有地、美和字坪ノ内六八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに橋本字三ツ井手二八の一から二八の七まで、二一九の一の一部、一三一から一三三までの一部、一三四の七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>国有地、古郡家字中ノ町井手下タ九の一から九の四までの一部、一〇の一の一部、一〇の二、一〇の三、一一の一部、一二の一部、一三の一の一部、一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、橋本字青木二一九の一の一部、一九の二の一部、二二三の一の一部、二二三の二の一部、二四の一部、二五、二六の一部、二七の一の一部、二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに馬場字三ツ頭九五の一、九五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに九七の二及び九七の六と一体をなす国有地</p>

久末字東鯨	久末字上横畷	美和字湯谷	美和字渡繩手	美和字荒神前
<p>久末字東鯨のうち一一四の二、一一五の二、一一五の四、一一五の七、一一六の一、一一六の六、一一八の一、一一八の六、一一九の一、二二〇の一、二二二の二、二二五の一、二二六の一の一部、二二六の二、二二七の一の一部、二二八の一、二二八の二の一部、二二九の一、二二九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、久末字上横畷一〇二の一から一〇二の三までの一部、一〇四の一の一部、</p>	<p>久末字上横畷一〇二の一から一〇二の三までの一部、一〇三の一、一〇三の二、一〇四の一の一部、一〇四の二の一部、一〇五、一〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>美和字湯谷のうち二〇一から二〇三までの一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>美和字渡繩手のうち一六六の三の一部、一六六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、美和字湯谷二〇一から二〇三までの一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに古郡家字伊勢谷ノ一、二九三の二の一部、二九四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>美和字荒神前のうち一五五、一五五の一、一五六の一、一五六の二、一五七の一、一五八の一、一五九の三、一六三の二、一六四、一六五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、美和字渡繩手一六六の三の一部及びこれと一体をなす国有地、古郡家字畑烟ケ一九六の二の一部、古郡家字上石田二九二の三から二九二の五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに古郡家字伊勢谷ノ一、二九三の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

久末字田辻	久末字田辻のうち 一五二 一五四 合併一の一部、 一五二 一五四 合併二	久末字下門田	久末字下門田のうち一四六の一、一四六の四、一四八の一部、一四八の三、一四八の五、一四九の一部、一五〇の二、一五〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに一四七の一、一四七の二及び一四七の六と一体をなす国有地の一部以外の区域、久末字東鯨一二八の一部、一二九の一部及びこれらと一体をなす国有地、久末字西鯨一三〇の一部、一三一の一部及びこれらと一体をなす国有地、久末字下河原一四五の一部並びに久末字田辻一五七の二、一五九の二及びこれらと一体をなす国有地	久末字西鯨	久末字西鯨のうち一三〇の一の一部、一三一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、久末字東鯨一四の二、一一五の二、一一五の四、一一五の七、一一六の一、一一六の六、一一八の一、一一八の六、一一九の一、一二〇の一、一二二の二、一二五の一、一二六の二、一二八の一の一部、一二九の一部及びこれらと一体をなす国有地、久末字下河原一三九の一、一三九の二、一四〇の一から一四〇の五まで、一四一の一から一四一の三まで、一四二、一四三の一から一四三の四まで、一四四の一、一四四の二、一四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに久末字下門田一四六の一、一四六の四、一四八の一部、一四九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四七の一、一四七の二及び一四七の六と一体をなす国有地の一部		一〇四の二の一部、一〇六の一部、一〇八の一部、一〇九の一部、一一〇、一一一の一から一一一の三まで、一一二、一一三の一から一一三の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに久末字田辻一五三の一部、一五三の三の一部、一五三次一及びこれらと一体をなす国有地
久末字上東	久末字上東のうち二〇〇の一部及び二〇一の一部以外の区域、久末字下モ東一六三の一部及びこれらと一体をなす国有地、久末字坪ノ内二〇三から二〇五までの一部、二〇五	久末字東畑ケ	久末字東畑ケのうち一七二の二、一七九の二、一八〇の一部、一八一の一部、一八二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	久末字下モ東	久末字下モ東のうち一六三から一六五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、久末字上横畷一〇六の一部、一〇七、一〇八の一部、一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地、久末字田辻一五二、一五三、一五四、一五五 合併一の一部、一五二、一五三、一五四、一五五 合併二の一部、一五二、一五三、一五四、一五五 合併三、一五二、一五三、一五四、一五五 合併四の一部、一五三の三の一部、一五三の四の一部、一五三の五の一部、一五三の六の一部、一五三の七の一部、一五三の八の一部、一五三の九の一部、一五三の十の一部、一五三の十一の一部、一五三の十二の一部、一五三の十三の一部、一五三の十四の一部、一五三の十五の一部、一五三の十六の一部、一五三の十七の一部、一五三の十八の一部、一五三の十九の一部、一五三の二十の一部、一五三の二十一の一部、一五三の二十二の一部、一五三の二十三の一部、一五三の二十四の一部、一五三の二十五の一部、一五三の二十六の一部、一五三の二十七の一部、一五三の二十八の一部、一五三の二十九の一部、一五三の三十の一部、一五三の三十一の一部、一五三の三十二の一部、一五三の三十三の一部、一五三の三十四の一部、一五三の三十五の一部、一五三の三十六の一部、一五三の三十七の一部、一五三の三十八の一部、一五三の三十九の一部、一五三の四十の一部、一五三の四十一の一部、一五三の四十二の一部、一五三の四十三の一部、一五三の四十四の一部、一五三の四十五の一部、一五三の四十六の一部、一五三の四十七の一部、一五三の四十八の一部、一五三の四十九の一部、一五三の五十の一部、一五三の五十一の一部、一五三の五十二の一部、一五三の五十三の一部、一五三の五十四の一部、一五三の五十五の一部、一五三の五十六の一部、一五三の五十七の一部、一五三の五十八の一部、一五三の五十九の一部、一五三の六十の一部、一五三の六十一の一部、一五三の六十二の一部、一五三の六十三の一部、一五三の六十四の一部、一五三の六十五の一部、一五三の六十六の一部、一五三の六十七の一部、一五三の六十八の一部、一五三の六十九の一部、一五三の七十の一部、一五三の七十一の一部、一五三の七十二の一部、一五三の七十三の一部、一五三の七十四の一部、一五三の七十五の一部、一五三の七十六の一部、一五三の七十七の一部、一五三の七十八の一部、一五三の七十九の一部、一五三の八十の一部、一五三の八十一の一部、一五三の八十二の一部、一五三の八十三の一部、一五三の八十四の一部、一五三の八十五の一部、一五三の八十六の一部、一五三の八十七の一部、一五三の八十八の一部、一五三の八十九の一部、一五三の九十の一部、一五三の九十一の一部、一五三の九十二の一部、一五三の九十三の一部、一五三の九十四の一部、一五三の九十五の一部、一五三の九十六の一部、一五三の九十七の一部、一五三の九十八の一部、一五三の九十九の一部、一五三の百の一部		の 一、 一五二 一五四 合併三、 一五二 一五四 合併四の一部、一五三の 一五二 一五四 合併五、 一五二 一五四 合併六、 一五二 一五四 合併七、 一五二 一五四 合併八、 一五二 一五四 合併九、 一五二 一五四 合併十、 一五二 一五四 合併十一、 一五二 一五四 合併十二、 一五二 一五四 合併十三、 一五二 一五四 合併十四、 一五二 一五四 合併十五、 一五二 一五四 合併十六、 一五二 一五四 合併十七、 一五二 一五四 合併十八、 一五二 一五四 合併十九、 一五二 一五四 合併二十、 一五二 一五四 合併二十一、 一五二 一五四 合併二十二、 一五二 一五四 合併二十三、 一五二 一五四 合併二十四、 一五二 一五四 合併二十五、 一五二 一五四 合併二十六、 一五二 一五四 合併二十七、 一五二 一五四 合併二十八、 一五二 一五四 合併二十九、 一五二 一五四 合併三十、 一五二 一五四 合併三十一、 一五二 一五四 合併三十二、 一五二 一五四 合併三十三、 一五二 一五四 合併三十四、 一五二 一五四 合併三十五、 一五二 一五四 合併三十六、 一五二 一五四 合併三十七、 一五二 一五四 合併三十八、 一五二 一五四 合併三十九、 一五二 一五四 合併四十、 一五二 一五四 合併四十一、 一五二 一五四 合併四十二、 一五二 一五四 合併四十三、 一五二 一五四 合併四十四、 一五二 一五四 合併四十五、 一五二 一五四 合併四十六、 一五二 一五四 合併四十七、 一五二 一五四 合併四十八、 一五二 一五四 合併四十九、 一五二 一五四 合併五十、 一五二 一五四 合併五十一、 一五二 一五四 合併五十二、 一五二 一五四 合併五十三、 一五二 一五四 合併五十四、 一五二 一五四 合併五十五、 一五二 一五四 合併五十六、 一五二 一五四 合併五十七、 一五二 一五四 合併五十八、 一五二 一五四 合併五十九、 一五二 一五四 合併六十、 一五二 一五四 合併六十一、 一五二 一五四 合併六十二、 一五二 一五四 合併六十三、 一五二 一五四 合併六十四、 一五二 一五四 合併六十五、 一五二 一五四 合併六十六、 一五二 一五四 合併六十七、 一五二 一五四 合併六十八、 一五二 一五四 合併六十九、 一五二 一五四 合併七十、 一五二 一五四 合併七十一、 一五二 一五四 合併七十二、 一五二 一五四 合併七十三、 一五二 一五四 合併七十四、 一五二 一五四 合併七十五、 一五二 一五四 合併七十六、 一五二 一五四 合併七十七、 一五二 一五四 合併七十八、 一五二 一五四 合併七十九、 一五二 一五四 合併八十、 一五二 一五四 合併八十一、 一五二 一五四 合併八十二、 一五二 一五四 合併八十三、 一五二 一五四 合併八十四、 一五二 一五四 合併八十五、 一五二 一五四 合併八十六、 一五二 一五四 合併八十七、 一五二 一五四 合併八十八、 一五二 一五四 合併八十九、 一五二 一五四 合併九十、 一五二 一五四 合併九十一、 一五二 一五四 合併九十二、 一五二 一五四 合併九十三、 一五二 一五四 合併九十四、 一五二 一五四 合併九十五、 一五二 一五四 合併九十六、 一五二 一五四 合併九十七、 一五二 一五四 合併九十八、 一五二 一五四 合併九十九、 一五二 一五四 合併百

久末字上門田	久末字上門田の全域、久末字田辻一五九の四の一部、一六一の一部、一六一の二の一部、一六二の二及びこれらと一体をなす国有地、久末字下モ東一六三から一六五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、久末字上東二〇一の一部、久末字坪ノ内二〇三から二〇五までの一部、二〇六及びこれらと一体をなす国有地並びに久末字下南浦二八四の二の一部及び二八五の二の一部
久末字東土居	久末字東土居のうち二二九の一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域、久末字西南浦二八二の一部及び二八三の一部並びに久末字下南浦二八四の二、二八五の二、二八六の二の一部、二八七の一部及びこれらと一体をなす国有地
久末字西下河原	久末字西下河原の全域、久末字西土居二四三の一部、古郡家字大下土居二二五の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに古郡家字東土居一二六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二二八の三と一体をなす国有地の一部
久末字西土居	久末字西土居のうち二四三の一部以外の区域
久末字西南浦	久末字西南浦のうち二八二の一部及び二八三の一部以外の区域、久末字東土居二二九の一及びこれと一体をなす国有地の一部、久末字下南浦二八六の二の一部、二八七の一部、二八八、二八九の二、二九二の二及びこれらと一体をなす国有地、久末字上南浦二九三の二、二九三の四、二九四の二、二九四の四から二九四の六まで、二九五の一、二

久末字上南浦	久末字上南浦のうち二九三の二、二九三の四、二九四の二、二九四の四から二九四の六まで、二九五の一、二九五の二、二九六の一、二九七の一、二九九の四、二九九の五、三〇〇の二、三〇〇の七、三〇〇の八、三〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに久末字櫻木四二六の一、四二六の五、四二七、四二八の一、四二八の二、四二九、四三一から四三三まで、四三四の一、四三四の二、四三四次一及びこれらと一体をなす国有地
久末字長谷山添	久末字長谷山添のうち三〇四の一部、三〇九の一部、三一〇の一部、三一九の一部、三二五の一部、三二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、久末字上南浦三〇〇の五の一部、三〇〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、久末字長谷山三三五から三三七までの一部、三四五の一部、三四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに久末字六部山五七一と一体をなす国有地の一部

久末字長谷	久末字長谷のうち三三五から三三七までの一部、三三四の一部、三四六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、久末字下南浦二九一と一体をなす国有地の一部、久末字上南浦三〇〇の五の一部、三〇〇の六の一部、三〇一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、久末字長谷山添三〇四の一部、三〇九の一部、三一〇の一部、三一九の一部、三二五の一部、三二六の一部及びこれらと一体をなす国有地、久末字二ツ塚田方三四九の一部、三五〇の一部、三五一の一部、三五二、三五三及びこれらと一体をなす国有地並びに久末字二ツ塚畑方三五四の一、三五四の二及び五〇〇と一体をなす国有地の一部
久末字櫻木	久末字櫻木のうち四二六の一、四二六の五、四二七、四二八の一、四二八の二、四二九、四三一から四三三まで、四三四の一、四三四の二、四三四次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
久末字二ツ塚畑方	久末字二ツ塚畑方のうち三五四の一、三五四の二及び五〇〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
久末字六部山	久末字六部山のうち五七二と一体をなす国有地以外の区域
廃止する字の名称	西大路字立長、西大路字前田、叶字坊主田、中大路字上京免、中大路字下京免、古郡家字亀ヶ尻、古郡家字中ノ町井手下タ、古郡家字東池ノ町、古郡家字西池ノ町、古郡家字下石田、古郡家字上石田、美和字五郎兵衛田、美和字古郡家青木、美和字テ隈、美和字坪ノ内、久末字下河原、久末字坪ノ内、久末字下南浦及び久末字二ツ塚田方

鳥取県告示第三百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る邑美地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る邑美地区第四工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】